


三重県
高齢者施設等における
感染拡大防止のための
留意点に関する
リーフレット

Ver. 4
(令和2年12月21日)
三重県医療保健部
長寿介護課



新型コロナウイルス感染症を疑う場合の対応

(作成) 令和2年3月30日 三重県医療保健部・新型コロナウイルス感染症対策チーム・長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部・新型コロナウイルス感染症対策チーム・長寿介護課

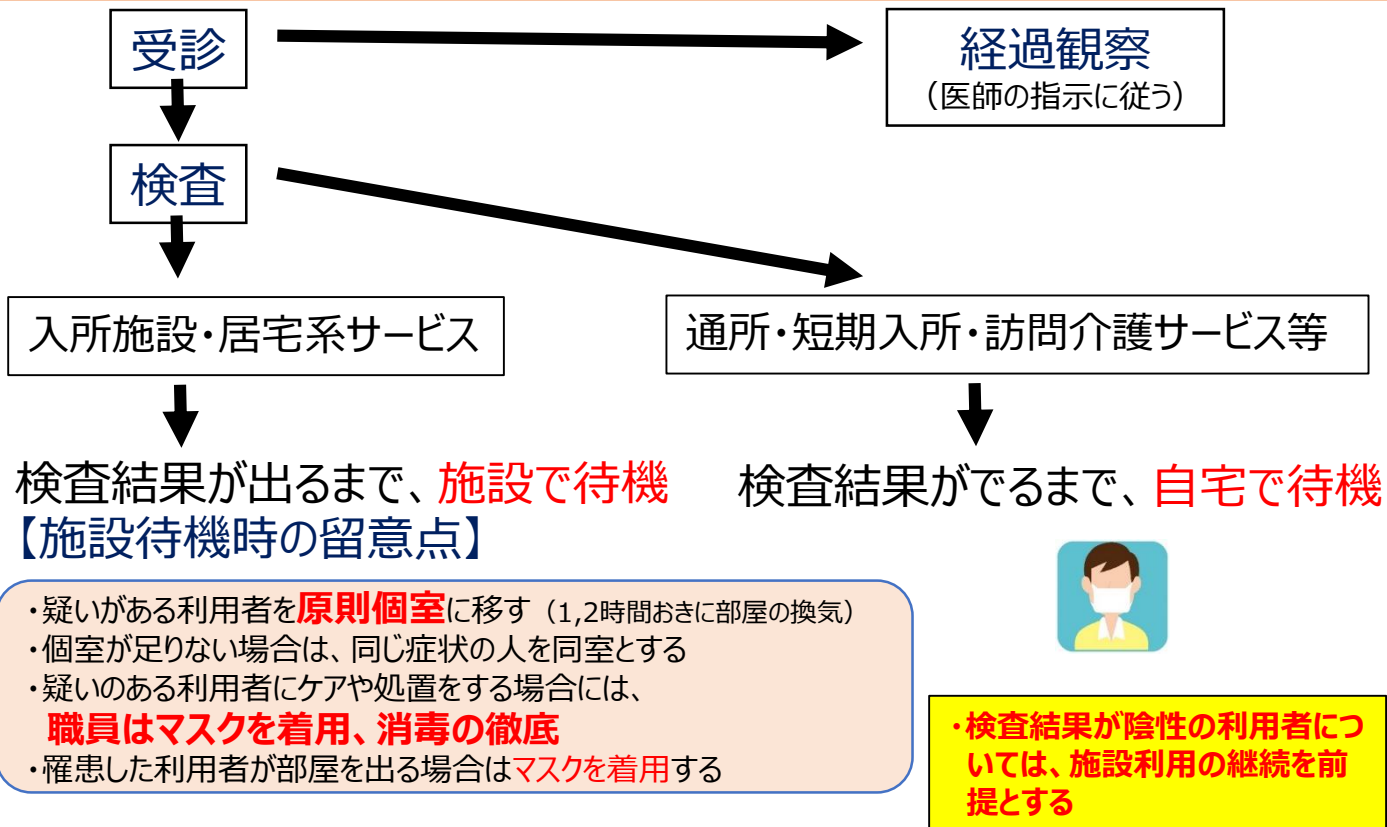
発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状、又は、息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状等がある場合、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断中の利用者や職員等がいる場合

施設内での対応

施設長への報告。施設内での情報共有。指定権者、家族への報告

医師（医療機関）への相談

まずは、**嘱託医・施設医(かかりつけ医)**に連絡・相談する。
施設等で治療が可能な場合は適切な診療・加療を行う。
医療機関を受診する場合、嘱託医、施設医(かかりつけ医)等に受診時間や方法等を確認する。確認や相談をする医療機関に迷う場合は、「**受診・相談センター**」へ相談する。※別紙1(2ページ参照)



※疑いある利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応する

検査結果が**陽性**であれば原則入院
陽性者が多数となる場合は、行政機関・近隣の医療機関と連携して対応を検討

【別紙1】発熱等の症状がある方の受診方法

発熱、咳などの症状がある場合、

(1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。

(2) 相談する医療機関に迷う場合は、以下の「受診・相談センター」へご相談ください。



- 診療時間や受診方法等が通常と異なる場合がありますので、受診前に電話にてご相談ください。
- 相談先の案内に従って受診してください。

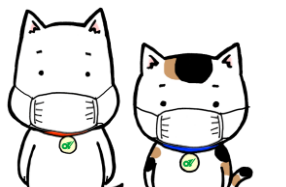
<受診・相談センター>（「帰国者・接触者相談センター」から名称変更）

9時00分～21時00分（土曜日・日曜日・祝日も対応）

桑名保健所	0594-24-3619	伊賀保健所	0595-24-8050
鈴鹿保健所	059-392-5010	尾鷲保健所	0597-23-3456
津保健所	059-223-5345	熊野保健所	0597-89-6161
松阪保健所	0598-50-0518	四日市市保健所	059-352-0594
伊勢保健所	0596-27-5140		

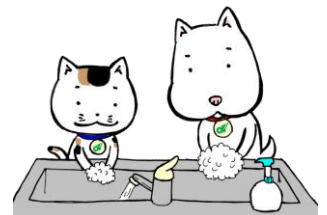
※ 21時00分から翌9時00分までは、
三重県救急医療情報センター（059-229-1199）にご相談ください。

※ 電話での相談が難しい場合は、メール（covidan@pref.mie.lg.jp）またはFAX(059-224-2588)でご相談ください。



き〜ぼう つむぎちゃん

咳エチケットや手洗いで感染拡大防止へ



【入所施設、居住系サービス】感染防止に向けた取組

(作成) 令和2年8月31日 三重県医療保健部長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部長寿介護課

(1) 施設等における取組



① 感染症対策の再徹底

- ・感染の疑いにより早期に把握できるよう、**日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意**
- ・**管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が体調不良を申しやすい環境づくりに努める**
- ・感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、**感染防止に向けた取組を職員が連携して推進**
- ・積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現**2日前から**の接触者リスト、ケア記録、**直近2週間の勤務表**、施設内に入出りした者の記録等を準備
- ・無症状又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があり、人と人の距離をとること
(ソーシャルディスタンス)
- ・外出の際の常日頃からのマスク着用、咳エチケット、石けんによる手洗い、アルコールによる手指消毒、換気といった一般的な感染症対策や地域における状況も踏まえて、予防に取り組むこと

② 面会及び施設への立ち入り

- ・**面会は、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、緊急やむを得ない場合を除き制限する等の対応を検討すること。**
- ・委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を測定してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る
- ・面会者や業者等の施設内に入出りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学的調査への協力が可能となるよう記録

③ 外出

- ・**入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、**自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること

(2) 職員の取組

① 感染症対策の再徹底

- ・**「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019.3)」**、「**介護現場における感染対策の手引き(R2.10)**」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底
- ・**出勤前に体温を測定し、発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 同居家族にも同様の症状がないか確認する**
- ・感染が疑われる場合は、「**新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について(R2.5.11 厚生労働省事務連絡)**」を踏まえて適切対応
- ・職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底

(3) リハビリテーション等の実施の際の留意点



- ・ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、**感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避ける必要**
- ・可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底

3

【参考】社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2) (一部改正) (令和2年10月15日 厚生労働省 事務連絡)

【入所施設、居住系サービス】新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

(作成) 令和2年3月30日 三重県医療保健部・新型コロナウイルス感染症対策チーム・長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部長寿介護課

患者発生時の対応 (概要)

※入所者と接触する職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合も類似の対応



検査結果が**陽性**であった場合の

施設等における対応

① 情報共有・報告

※ 受診時の検査結果は、受診した医療機関または保健所から、ご本人または施設へ連絡されます。

陽性結果の連絡を受けた職員は、以下の報告・情報共有を行う

- ・速やかに施設長等への報告
- ・施設内での情報共有
- ・指定権者への報告
- ・利用者の家族等への連絡

② 消毒・清掃等の実施

保健所の指示に従い、

- ・患者の居室、共有スペースの消毒・清掃の実施

(手袋を着用し、消毒用エタノールまたは、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、水拭きし、乾燥させる)

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

保健所と相談し、濃厚接触者 (以下に該当する者) となる利用者等の特定に協力すること

- ・患者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な防護具無しに患者の診察・看護・介護等をしていた者
- ・患者の気道分泌液、体液、排泄物に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離 (目安として1メートル) で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

④ 濃厚接触が疑われる利用者への対応

・原則として 個室に移動 施設内のゾーニング (生活空間の区分け) をしっかりと行う

・個室管理ができない場合は、保健所の指示に従う

- ・部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分行う。共有スペースや他の部屋についても窓を開け換気
- ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用。飛沫感染のリスクが高い状況では、フェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン等を着用
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする (共有する場合は消毒用エタノールで清拭)
- ・ケアの開始時と終了時に手指消毒を徹底。手指消毒の前に顔 (目・鼻・口) を触らないように注意
- ・「1ケア1手洗い」等が基本
- ・職員で、基礎疾患を有する者や妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う

⑤ 濃厚接触が疑われる職員への対応

- ・発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う 同居家族にも同様の症状がないか確認する
- ・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応

【通所・短期入所等のサービス】感染防止に向けた取組

(作成) 令和2年8月31日 三重県医療保健部長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部長寿介護課

(1) 施設等における取組

施設



① 感染症対策の再徹底

- ・感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、**感染防止に向けた取組を職員が連携して推進**
- ・積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現**2日前から**の接触者リスト、ケア記録、**直近2週間の**勤務表、施設内に入入りした者の記録等を準備

② 施設への立ち入り

- ・委託業者等による物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を測定してもらい、発熱が認められる場合には入館を断る
- ・業者等の施設内に入入りした者の氏名・来訪日時・連絡先について、積極的疫学的調査への協力が可能となるよう記録

③ 外出

- ・**入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは不必要に制限すべきではなく、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。**

(2) 職員の取組

① 感染症対策の再徹底

- ・**「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019.3 厚生労働省)」、「介護現場における感染対策の手引き(R2.10)」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底**
- ・**出勤前に体温を測定し、発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 同居家族にも同様の症状がないか確認する**
- ・**感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について(R2.5.11 厚生労働省事務連絡)」を踏まえて適切に対応**
- ・職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底



(3) ケア等の実施時の取組

① 基本的な事項

- ・**感染拡大防止の観点から、「3つの密」(「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発声をする密接場面」)を避ける必要**
- ・可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離への配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合のマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底

② 送迎時等の対応等

- ・**送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る**
- ・送迎時には、窓を開ける等換気に留意。送迎後に利用者の接触頻度が高い場所(手すり等)を消毒
- ・**発熱により利用を断った利用者については、居宅介護支援事業所に情報提供。同事業所は、必要に応じ、訪問介護等の提供を検討**
- ・市町や施設等においては、県や衛生主管部局、保健所と連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点から居宅介護支援事業所等や施設等において必要な対応がとられるように努める

③ リハビリテーション等の実施の際の留意点

- ・ADL維持等の観点から、リハビリテーション等の実施は重要である一方、感染拡大防止の観点から、「3つの密」を避ける必要

【通所・短期入所等のサービス】新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

(作成) 令和2年3月30日 三重県医療保健部・新型コロナウイルス感染症対策チーム・長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部長寿介護課

患者発生時の対応 (概要)

※利用者と接触する職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合も類似の対応



検査結果が**陽性**であった場合の

施設等における対応

① 情報共有・報告

※ 受診時の検査結果は、受診した医療機関または保健所から、ご本人または施設へ連絡されます。
陽性結果の連絡を受けた職員は、以下の報告・情報共有を行う

- ・速やかに施設長等への報告
- ・施設内での情報共有
- ・利用者の家族等への連絡
- ・指定権者への報告
- ・利用者の主治医、担当の居宅介護支援事業所等に報告

② 消毒・清掃等の実施

保健所の指示に従い、

・患者が利用した部屋や車両等の消毒・清掃の実施

(手袋を着用し、消毒用エタノールまたは、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、水拭きし、乾燥させる)

③ 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

保健所と相談し、**濃厚接触者 (以下に該当する者) となる利用者等の特定に協力すること**

- ・患者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な防護具無しに患者の診察・看護・介護等をしていた者
- ・患者の気道分泌液、体液、排泄物に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離 (目安として 1メートル) で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と 15分以上の接触があった者

④ 濃厚接触が疑われる利用者への対応

・自宅待機を行い、保健所の指示に従う

- ・①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保
- ・短期入所においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応
- ・利用者、同居家族に発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状がないか確認**

⑤ 濃厚接触が疑われる職員への対応

・発熱のほか、**嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状がある場合は、自宅待機**を行い、保健所の指示に従う。**同居家族にも同様の症状がないか確認する**

・発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数等の状況も踏まえ対応

【参考】社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (令和2年3月6日 厚生労働省 事務連絡)
社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その2) (一部改正) (令和2年10月15日 厚生労働省 事務連絡)

【居宅を訪問して行うサービス】感染防止に向けた取組

(作成) 令和2年8月31日 三重県医療保健部長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部長寿介護課

(1) 事業所等における取組



訪問介護事業所等

① 感染症対策の再徹底

- ・感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、**感染防止に向けた取組を職員が連携して推進**
- ・積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、ケア記録、**直近2週間の勤務表の記録等を準備**

② 外出

- ・**外出の自粛が促される状況であっても、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とされていることから、訪問介護等における利用者の通院・外出介助や屋外の散歩の同行について制限する必要はないが、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底し、**自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- ・感染が流行している地域では、人との接触機会の低減の観点から、外出を制限する等の対応を検討すべきである。

(2) 職員の取組

① 感染症対策の再徹底

- ・**「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版(2019.3 厚生労働省)」、「介護現場における感染対策の手引き(R2.10)」等を参照の上、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等を徹底**
- ・**出勤前に体温を測定し、発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底 同居家族にも同様の症状がないか確認する**
- ・**感染が疑われる場合は、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂について(R2.5.11 厚生労働省 事務連絡)」を踏まえて適切に対応**
- ・職場外でも感染拡大を防ぐための取組が重要。換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底

(3) ケア等の実施時の取組

① 基本的な事項

サービス提供に先立ち、本人の体温を測定し、発熱が認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた適切な相談及び受診を行うよう促すとともに、サービス提供時は以下の点に留意

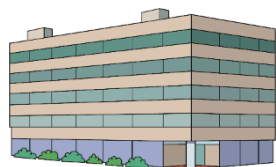
- ・保健所とよく相談した上で、居宅介護支援事業所等と連携し、サービスの必要性を再度検討の上、感染防止策を徹底させてサービスの提供を継続
- ・職員で基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行う
- ・サービスの提供にあたっては、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットを徹底。事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫
- ・可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応

【居宅を訪問して行うサービス】新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応

(作成) 令和2年3月30日 三重県医療保健部・新型コロナウイルス感染症対策チーム・長寿介護課
(改正) 令和2年11月16日 三重県医療保健部長寿介護課

患者発生時の対応 (概要)

※ 複数の施設を利用している場合や職員が新型コロナウイルス感染症と診断される場合もあり、患者発生状況は様々想定される



保健所

濃厚接触者調査
(患者と職員との接触状況の確認、PCR検査・健康観察)



訪問介護事業所等



病院

患者の入院



患者

検査結果が**陽性**であった場合の

事業所等における対応

① 情報共有・報告

※ 受診時の検査結果は、受診した医療機関または保健所から、ご本人または施設へ連絡されます。陽性結果の連絡を受けた職員は、以下の報告・情報共有を行う

- ・速やかに施設長等への報告
- ・施設内での情報共有
- ・利用者の家族等への連絡
- ・指定権者への報告
- ・利用者の主治医、担当の居宅介護支援事業所等に報告

② 濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

保健所の指示に従い、**濃厚接触者 (以下に該当する者) となる利用者等の特定に協力すること**

- ・患者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な防護具無しに患者の介護をしていた者
- ・患者の気道分泌液、体液、排泄物に直接接触した可能性が高い者
- ・手で触れることの出来る距離 (目安として 1メートル) で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者

③ 濃厚接触が疑われる利用者への対応

- ・①の報告を受けた居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保
- ・保健所とよく相談した上で、接触の程度、訪問介護の必要性を踏まえ、サービス提供の是非を検討
- ・**利用者、同居家族に発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化の症状がないか確認**

④ 訪問介護事業所等がサービス提供を行う場合

- ③の結果、訪問介護の必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には以下の点に留意
- ・**職員で基礎疾患を有する者や妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上配慮**
- ・サービス提供に当たっては、保健所とよく相談した上で、訪問時間を可能な限り短くする等**感染防止策を徹底**
- 具体的には、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスク着用する等感染機会を減らすための工夫

⑤ 濃厚接触が疑われる職員への対応

- ・発熱のほか、**嗅覚・味覚の異変等の体調変化等の症状がある場合は、自宅待機**を行い、保健所の指示に従う。**同居家族にも同様の症状がないか確認する**
- ・感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる場合は、発熱等の症状がない場合であっても、保健所と相談の上、可能な限りサービス提供を行わないことが望ましい

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の留意点

手洗い
アルコール手指消毒



咳エチケット
(マスク着用)



職員 ~~⇄~~ 入所者
入所者 ~~⇄~~ 入所者



利用者の健康
状態の確認

- ・検温回数を増やす
- ・嗅覚、味覚の異変等の体調変化
- ・注意深い症状観察

拡げない



持ち込まない



面会制限
(緊急やむをえない場合を除く)

委託業者等
の出入りも
最小限に
(玄関での物品の
受け渡しなど)

発熱時は
出勤しない

入所者の医療機関
受診時に注意



職員体温測定 (各自出勤前)

- ・発熱のほか、嗅覚・味覚の異変等の体調変化がないか
- ・同居家族にも同じ症状がないか確認する

高齢者施設等における面会を実施する場合の留意事項

○ 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること

○ 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること

○ 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと

○ 面会者が原則として、以下の条件を満たすこと

- ・感染者との濃厚接触者でないこと
- ・同居家族や身近な方に、発熱や咳・咽頭痛などの症状がないこと
- ・過去2週間内に感染者、感染の疑いのある者との接触がないこと
- ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
- ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと
- ・人数を必要最小限とすること



○ 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること

○ 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること

○ 寝たきりや看取り期以外の場合は居室での面会は避け、換気可能な別室で行うこと

○ 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること

○ 面会者は施設内のトイレを極力使用しないようにすること。やむを得ず使用した場合はトイレのドアノブも含め清掃及び必要に応じて消毒を行うこと

○ 面会時間は必要最小限とし、1日あたりの面会回数を制限すること

○ 面会後は、必要に応じて面会者が使用した机、いす、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと



持ち込まない

広げない



新型コロナウイルス感染症の退院患者の施設での受入れ

➤ 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準

発症日から10日間経過し、かつ、
症状軽快後72時間経過した場合

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月25日 厚生労働省）」から抜粋

➤ 新型コロナウイルス感染症の退院患者の高齢者施設での受入れ

○施設系及び居住系サービス事業所において、上記退院基準を満たし、退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。

○同様に、新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、施設系及び居住系サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。

○当該退院者の病状等その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。

○新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、退院するものであるが、医療機関側は、施設側に、当該退院者は退院基準を満たしていること又は新型コロナウイルス感染症の疑いがないことを丁寧に説明することが望ましい。施設側は各種証明の請求は控えること。

○当該退院者に対しては、他の入所者と同様に、毎日の検温の実施、食事等の際における体調の確認を行うこと等により、日頃から入所者の健康の状態や変化の有無等に留意すること。

「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について（令和2年6月30日 厚生労働省）」から抜粋



感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



厚生省 検索



【厚生労働省】
介護事業所等における新型コロナウイルス
感染症への対応等について



★HPアドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html



【三重県】
三重県新型コロナウイルス感染症
特設サイト



★HPアドレス

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>



【首相官邸ウェブサイト】
新型コロナウイルス感染症に備えて
一人ひとりができる対策を知っておこう



★HPアドレス

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>



◆ 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等 まとめページ【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

1. 感染拡大防止に関する事項
 - ・施設内での具体的な行動基準について
 - ・施設内感染対策のための自主点検のポイント等について など
2. 人員、運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項
 - ・人員基準等の臨時的な取扱いについて整理したページ など
3. 介護従事者向けの感染対策動画
 - ・介護職員にもわかりやすい感染対策の動画をまとめたページ
4. 通いの場等に関する事項
 - ・「地域がいきいき集まろう！通いの場」特設WEBサイト
 - ・通いの場などの取組を実施するための留意事項 など
5. 介護現場における感染対策の手引き
 - ・介護現場における感染対策の手引き
 - ・介護職員のための感染対策マニュアル（施設系、通所系、訪問系）

◆ 介護職員にもわかりやすい感染対策の動画まとめページ 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00006.html

1. 訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策
2. 介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策
3. 送迎の時のそうだったのか！感染対策
4. 訪問サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策



まとまっているから、
とても助かるわ！

事業所種別に関係なく、すべての事業所において参考となるため、
ぜひ、ご確認ください！

◆ 介護現場における感染対策の手引き等について 【厚生労働省】

○介護現場における感染対策の手引き（第2版 令和3年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

○介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）
★施設系
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>

★通所系
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678256.pdf>

★訪問系
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678257.pdf>

○感染対策普及リーフレット
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678258.pdf>

◆ 通いの場等に関する事項 【厚生労働省】

○「地域がいきいき集まろう！！」 通いの場 特設WEBサイト
<https://kayoinoba.mhlw.go.jp/>

○通いの場などを実施するための留意事項
<https://www.mhlw.go.jp/content/000635674.pdf>



詳しく、感染症対策について
掲載されているね！！

通いの場も参考に
なるわ！